

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う提示

2024 年診療報酬改定により、当訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

こちらの加算に対して以下の取り組みを実施しております。

1. 厚生労働省が定める「訪問看護医療費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に基づき、訪問看護医療費のオンライン請求を行っています。
2. 利用者の医療保険情報をオンライン資格確認（マイナ保険証）により取得する体制を導入しています。
3. 医療 DX 推進の体制を整え、質の高い訪問看護を実施するために、十分な情報を取得・活用し、的確かつ安全なサービスの提供を行います。

ME RU 訪問看護ステーション